

つるおか森の保育研究会

図書等貸出実施要綱

- 1 本事業は、子どもたちの豊かな感性や健康な心身を養うために、森林や自然環境を活用した方策について知識を広めることを目的とし、図書等の貸出を行うものである。
- 2 実施主体は、つるおか森の保育研究会（以下、研究会）とする。
- 3 貸出の対象は、次のいずれかに該当している場合とする。
 - (1) 鶴岡市内在住・在学・在勤の者
 - (2) 鶴岡市内保育園、幼稚園、認定こども園、児童館、子育て支援関係団体等
 - (3) その他、会長が認めたもの
- 4 図書等の貸出を希望するものは、「図書等貸出申請書」（別紙）を提出し、承認を受けなければならない。
 - (1) 貸出期間は、原則として2週間、2冊までとする。但し、やむを得ない事由により返却できない場合は、事前に延長を願い出て承認を受けなければならない。
 - (2) 貸出にかかる費用は、無料とする。
 - (3) 貸出の受け渡し場所は研究会事務局がある鶴岡市役所とし、受け渡し時間は原則として平日の午前9時から午後5時とする。
- 5 利用者は、貸出を受けた図書等を他に転貸及び複写してはならない。
- 6 研究会は、利用者が貸出を受けた図書等を紛失し、または甚だしく汚損もしくは破損した場合には、損害の全部または一部の賠償を求めることができる。
- 7 研究会は、利用者がこの貸出要領に違反した場合に、図書等の利用を停止し、以後の貸出を禁止することができる。

（付 記）

この要綱は、平成27年 7月 1日から施行する。